

## 町田市発注の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針

### (趣旨)

第1 この方針は、町田市（以下「市」という。）が施行する建設工事を共同企業体に発注する場合の基本的要件に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

2 前項の共同企業体の活用にあたっては、次の各項を参考に工事の目的や内容を勘案し、安易に単体施工の原則を崩すことがないようにしなければならない。

(1) 単体事業者による施工に比べ同等若しくは同等以上の品質が確保できると認められること。

(2) 市内の中小規模事業者の振興、入札参加機会の拡大又は技術習得を図るために、共同企業体により競争を行わせることが効果的であると認められること。

### (定義)

第2 第1の共同企業体は、複数の事業者が人員、機材等を拠出し、損益を出資の割合に応じて分配することにより共同して施工しようとするもので、市が発注する特定の案件の施工を目的として結成され、当該工事の完了により解散する共同企業体であり、次の目的で編成されるものとする。

大規模事業者（資本金が3億円を超え、かつ従業員数が300人を超える者。以下同じ。）と中小規模事業者（資本金が3億円以下又は従業員数300人以下の者。以下同じ。）とで共同企業体を結成させることにより、事業者間とりわけ中小規模事業者の受注機会の増大を図るためのもの。

### (対象工事)

第3 共同企業体により施行させることができる建設工事は、次の各号の建設工事の区分に応じ、当該各号に定める予定価格に該当するものとする。

(1) 土木工事 3億円以上

(2) 建築工事 7億円以上

(3) 設備工事 1億円以上

2 前項に定めるもののほか、工事の目的、性格等に照らし、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事又は市内の

中小規模事業者育成上の配慮を必要とする工事については、対象工事とすることができるものとする。

(共同企業体の構成)

第4 共同企業体の構成にあたっては、原則として、次の各項によるものとする。

- (1) 構成員の数は、2者ないし3者とする。
- (2) 共同企業体は、構成員が自主的に結成しなければならない。
- (3) 構成員は、同一工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 構成員のうち1者は、町田市内に本店を有する者とする。ただし、工事の内容、規模等により、市長が必要と認めるものにあつてはこの限りではない。

(共同企業体の運営)

第5 共同企業体の運営形態は共同施工方式とし、各構成員は対等の立場にたつて一体となって施工しなければならない。ただし、施工上特に必要と認めるときは、業種別の分担方式によることができる。

(構成員の資格)

第6 構成員は、次の各項のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 町田市契約事務規則に規定する競争入札参加資格者名簿において、対象工事と同種の工事種目に登録されていること。
- (2) 建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を当該建設工事に専任で配置できること。
- (3) 対象工事に対応する建設業許可業種について許可を受けてから一定期間以上の営業実績があり、対象工事と同種の工事について元請として一定の実績を有すること。

(代表者)

第7 共同企業体を代表する者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち、大規模事業者とし、かつ出資比率が最大のものでなければならない。

(出資比率)

第8 各構成員の共同企業体に対する出資比率は、均等割の10分の6(構成員の数が2者であるときは30パーセント、構成員の数が3者であるとき

は20パーセント)を下回らない範囲において自主的に定めるものとする。

(共同企業体の存続期間)

第9 市が契約を締結した共同企業体は、当該契約に係る建設工事(工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。)が完了した後も、なお3か月間は存続するものとする。

2 当該工事の受注のために結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(連帯責任)

第10 第9第1項の規定にかかわらず、当該工事に係るかし担保責任が生じたときは、存続期間満了後であっても、構成員は連帯してその責めを負うものとする。

附 則

この方針は、2007年4月1日以降に公告する入札から適用する。

附 則

この方針は、2010年3月1日以降に公告する入札から適用する。